

平成20年12月22日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ヨ ン キ ュ ウ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 笠 岡 泰 文
(J A S D A Q ・ コ ー ド 9 9 5 5)
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 長 林 建 至
電 話 番 号 (0 8 9 5) 2 4 - 4 9 0 1

内部統制システムの基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成20年12月22日開催の取締役会において、下記のとおり内部統制システムの基本方針の一部改定について決議いたしましたのでお知らせいたします。

尚、今回の改定箇所につきましては、下線表示しております。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 定時取締役会は、原則として毎月1回開催し、経営の基本方針、法定事項及びその他経営に関する重要事項を決定し、職務執行を監督する。(尚、重要案件が生じた場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催する。)

また、各取締役は、会社の業務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

(2) 総務部担当取締役をコンプライアンス推進の総括責任者とし、総務部が全社のコンプライアンス体制の構築、整備・充実及び問題点の把握に努め、役職員への教育・啓蒙にあたる。

(3) 監査役及び内部監査室が連携し、取締役の職務執行状況、コンプライアンス体制等を調査し、また各業務が法令、定款及び社内規程等に準拠し行われているかを検証し、その結果を定期的にとり取締役会及び監査役会に報告する。

(4) 取締役会は、定期的にとりコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

(1) 「稟議規程」、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行にかかる情報を文書又は電磁的記録(以下、文書等という)に記録し、保存する。

(2) 取締役及び監査役は「文書管理規程」に基づき、常時これらの文書等を検索・閲覧できる体制とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティなどの個々のリスクについては、それぞれ担当部署、管理責任者を定め、リスク管理の体制を構築する。(尚、組織の横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。)

(2) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速且つ適切な対応を図り、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、取締役会の機能強化、経営効率を向上させるため、「常務会」、「営業推進会議」を定期的に開催する。
- (2) 中期経営計画及び年度計画を定め、当社として達成すべき目標を明確化する。
- (3) 代表取締役社長以下、各営業責任者で構成する「営業推進会議」を毎月1回開催し、迅速な意思決定と職務の執行が行える体制を確保する。
- (4) 職務の執行に関する権限及び職責等については、「組織規程」、「稟議規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程により、各役職員の権限と責任を明確化し、適正且つ効率的な職務の執行が行える体制を確保する。(尚、各規程類は必要に応じて、見直し、改善を図る。)

5. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ企業の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を定め、情報の共有化を図り、適切な子会社管理を実施する。
- (2) 監査役及び内部監査室は、定期的に子会社の内部統制の状況等について監査を実施し、その結果を取締役に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。また、任命された使用人は監査役会の管理下で業務を遂行し、取締役等からの指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、会社の業績に重大な影響を及ぼす恐れがある事実、あるいは会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- (2) 監査役は、取締役会のほか、重要な会議等にも出席し、必要に応じて取締役及び使用人に対して、業務執行状況等に関する報告を求めることができる。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の半数以上を社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。
- (2) 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項等についての情報・意見交換を行い、相互の意思疎通を図るよう努める。
- (3) 監査役会は、会計監査人及び内部監査室との連携を図り、定期的に意見交換を行い、監査の実効性を確保するものとする。
- (4) 各監査役が監査を実施するにあたり、監査役会が必要と認めた場合には、外部専門家等を活用することができることとする。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える勢力又は団体等とは、取引関係を含め、一切の関係を遮断し、確固たる信念を持って排除の姿勢を堅持する。また、反社会的勢力からの不当な要求等に対しても、グループ全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

以上